



長野県報

7月11日(月)
平成17年
(2005年)
第1675号

目 次

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正（人事委員会事務局）	1
-------------------------------	---

告 示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定（厚生課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称及び所在地の変更（厚生課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	5
産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧（廃棄物対策課）	6

公 告

一般競争入札（危機管理・消防防災課）	7
一般競争入札（地球環境課）	10
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	11
土地改良事業の完了（3件）（土地改良課）	11
建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築管理課）	12
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	12
一般競争入札（高校教育課）	13

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年7月11日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「課長」を「参事（行財政構造改革担当又は行政システム改革担当のものに限る。）課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

告 示

長野県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫